

# 唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託

## 要 求 水 準 書

令和 8 年 4 月

唐津市上下水道局

## 1 水量及び水質実績

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年間総流入水量 ( $\text{m}^3$ /年)		7,437,556	7,353,310	7,128,149	7,232,140	7,188,162
下水流入水質 (分流)	pH	7.3	7.4	7.3	7.2	7.5
	BOD ( $\text{mg}/\ell$ )	180	158	110	270	150
	COD ( $\text{mg}/\ell$ )	79	87	92	87	77
	SS ( $\text{mg}/\ell$ )	85	92	92	153	120
	T-N ( $\text{mg}/\ell$ )	39	45	43	38	49
	T-P ( $\text{mg}/\ell$ )	4.5	4.1	5.2	5.0	5.3
放流水質 (分流)	pH	7.1	7.0	7.1	7.1	7.4
	BOD ( $\text{mg}/\ell$ )	3.6	6.5	6.2	6.5	8.6
	COD ( $\text{mg}/\ell$ )	12	11	12	14	10
	SS ( $\text{mg}/\ell$ )	1.4	2.2	2.0	1.4	2.0
	T-N ( $\text{mg}/\ell$ )	24	23	23	22	28
	T-P ( $\text{mg}/\ell$ )	0.5	0.2	0.4	0.4	0.7

## 2 流入水等の予定

### (1) 流入下水量等

令和 年度	9	10	11	12	13
年間総流入水量	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000

### (2) 流入基準

項目	範囲
日最大流入水量 ( $\text{m}^3$ /日)	33,000以下
年最大流入水量 ( $\text{m}^3$ /年)	7,300,000以下

## 3 維持管理要求水準

(1) 処理場施設の運転操作、監視に関する要求水準

ア 水質等の要求水準は、放流水質契約基準並びに提案基準を満たす状態で放流しなければならない。

ただし、流入水が 2 (2) の流入基準を満たしていることを前提とし、流入基準を満たしていない場合は、契約基準を上回っても受託者の責とはならないが、可能な限り、放流水質を良好に保つ努力を行なうものとする。

要求水準（放流水質）

項目	放流水質 契約基準	放流水質 提案基準	放流水質 法定基準
pH	5.8～8.6	受託者提案の自 主管理基準を設 定のこと。	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	< 15		< 15
COD (mg/ℓ)	< 20		< 20
SS (mg/ℓ)	< 20		< 40
大腸菌群 (CFU/ml)	< 800		< 800
窒素 (mg/ℓ)	< 40		< 60
リン (mg/ℓ)	< 4.0		< 8.0

※ 法定基準は、関係法により受託者が遵守しなければならない基準

※ 契約基準は、受託者が達成しなければならない契約上の年間平均値

※ 提案基準は、自らの提案により受託者が達成しなければならない契約上の基準

イ 運転操作及び監視業務は変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた適正な処理を行なうとともに当該施設の延命化に資する適切な運転操作、及びこれを安定して維持するための監視を連続的に行なうこと。

ウ 日常の維持管理に必要な流入水、処理過程水、放流水の総合的な水質の把握及び反応槽内活性汚泥の状態把握のために必要な水質試験を行なう。

エ 水質試験は、日本産業規格（J I S）並びに公益社団法人日本下水道協会制定の下水試験方法等に基づき実施する。

オ 水質計測機器や水質モニター計の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保する。

(2) 汚泥処理施設の運転操作、監視及び脱水汚泥の運搬に係る要求水準

ア 脱水汚泥含水率の要求水準は、以下の基準に適合させ処分するものとする。

項目	含水率契約基準	含水率提案基準
脱水機	85%以下	受託者提案の自主管理基準を設定のこと。

イ 良好な汚泥処理に必要な汚泥濃縮槽、脱水機及びその他処理工程の状態把握のために必要な汚泥試験を行なう。

ウ 汚泥試験は、日本産業規格（J I S）並びに公益社団法人日本下水道協会制定の下水試験方法等に基づき実施する。

エ 脱水汚泥の運搬処分については、委託者の補助者として受託者が許可業者へ委託して行うものとする。

(3) ポンプ場施設の運転操作、監視に関する要求水準

ア 対象施設の性能等を十分理解し、大雨・異常流入・停電等に対しても、汚水を流出することのないよう、適切な運転操作、監視を実施するとともに、必要に応じて現場出勤による適切な対応を行なうこと。

イ 対象施設の性能等を十分理解し、ポンプ場及びポンプ場の下流部に過負荷を生じないように、効率的な運転操作、監視を実施すること。

ウ 上記の業務にて、異常・不良を発見した場合には、速やかに委託者に報告するとともに、適切な措置を講ずること。

エ 上記、実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

#### (4) 設備の保守点検に関する要求水準

##### ア 一般的事項

- ① 設備機器について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮し、かつ各設備機器の耐用年数を増すための、日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な修理の実施計画を作成すること。
- ② 点検等で、異常・不良あるいは毀損等を発見した場合には、速やかに委託者に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- ③ 上記、実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

##### イ 消防用設備保守点検業務

下水道施設に設置された消防設備について、消防法第17条第1項に基づく適正なる整備・点検を実施することにより防火に努めること。

##### ウ 地下タンクの定期点検・漏洩点検業務

消防法第14条の3の2に基づき、下水処理場に設置された地下燃料タンク設備の定期点検及び漏洩点検を行なう。

##### エ 受水槽点検業務

水道法第20条に基づく、下水処理場内に設置された受水槽の点検を行なう。

##### オ 下水処理場、中継ポンプ場及び雨水ポンプ場の非常用発電機保守点検業務

設置してある非常用発電機の製造業者推奨の年次点検を行なう。

##### カ 下水道施設計装設備保守点検業務

水処理を行なううえで、必要な計装機器の性能及び機能確保をするため点検調整、消耗部品の交換を行なう。

##### キ 自家用電気工作物点検業務

電気事業法により自家用電気工作物の点検及び附属する保護継電器の動作試験、絶縁抵抗測定等の定期点検を実施し、保守規定を定め厳守及び電気設備に関する技術基準に適合するよう維持しなければ

ばならない。

(5) 施設管理に関する要求水準

ア 施設管理に関する業務内容を年間計画に基づいて、適時、適切に執行すること。

イ 各施設にかかる消耗交換部品等は、仕様変更による性能低下とならないように実施すること。

ウ 業務の点検等で、異常が発見された場合は、速やかに委託者に報告するとともに、修繕その他適正な処置を講ずること。

(6) 修繕に関する要求水準

ア 当該施設ならびに設備の機能が正常に発揮・維持できるよう、適切に修繕を実施するものとし、保守・点検業務として行なう簡易な修繕以外の1件200万円(税込)未満の修繕を対象とし、年間2300万円(税抜)を基準とすること。

イ 修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないように実施する。

ウ 委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。

エ 修繕実施後の履歴を整理し、委託者に報告すること。

オ 修繕の見積もりは内訳を明示し、それぞれが通常適正な価格範囲内に努めること。

(7) 物品等の調達・管理に関する要求水準

ア 消耗品類及び薬品類

① 業務範囲内の消耗品は、別表-1のとおりとし必要に応じ調達・管理すること。又、廃棄物については産業廃棄物として処分する。なお、使用薬品の規格については監督員の承諾を得たうえで使用できるものとする。

② 適正な品質及び規格の物品等を調達し、施設機器の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。

- ③ 物品在庫等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等により、施設運転への影響がないようにすること。
- ④ 物品管理者及び薬品の管理者を選任し、在庫管理（SDSの整理）を行い、記録及び台帳を作成し、常に委託者が確認できるようにすること。
- ⑤ 計量証明書、品質証明書等の書類（写し）を、委託者に提出すること。
- ⑥ 業務の履行開始日に支給する燃料、工業薬品、電気機械消耗品類、分析用薬品、分析器具等の貸与品については、その種類、規格、数量等を借用書に記載し、委託者に提出すること。
- ⑦ 契約終了にあたっては、業務の履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復すること。

#### イ 電力、水道及び通信

- ① 電力については、受託者が電力会社に電気料金を支払うこと。  
なお、電力会社との契約主体は委託者である。
- ② 水道水については、受託者が水道料金を支払うこと。
- ③ 電話料金を含む通信費用については、受託者が支払うこと。
- ④ 電話回線やインターネット回線の引き込み等新たに設置又は導入が必要なユーティリティについては、受託者が自らの費用負担により設置し、又は導入すること。
- ⑤ 必要となる通信機器又はITシステムは、受託者の提案により設置可能とする。なお、ネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩が発生しないよう、適切な運用を行なう。

## 別表-1 受託者が調達管理する消耗品等

### 1 油脂類等

- (1) 潤滑油類（補充用のオイル・グリースなど）
- (2) 燃料（作業用、車両用等）
- (3) 塗料（軽微な部分補修用塗料）
- (4) 報告記録用紙
- (5) 一般汎用什器、備品（損料・リース料）及び消耗品

### 2 什器・備品の例

- ・連絡用自動車 ・自転車 ・電話機 ・携帯電話 ・FAX ・パソコン
- ・プリンタ ・事務用机 ・事務用椅子類 ・書庫類 ・黒板類 ・複写機
- ・被服類 ・下足箱 ・傘立 ・掃除具収納庫 ・写真機 ・ロッカー類
- ・茶器類 ・寝具類 ・洗濯機 ・履物類 ・点検整備及び修繕に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器類）等

### 3 消耗品の例

- ・整備用品（掃除用具、ウエス、洗浄油類）
- ・補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内とする。）
- ・衛生用品（石鹼、消毒液、緊急用薬品）
- ・その他日用品、事務用品

### 4 安全管理器具類

- ・保護具（ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ、保護衣等）
- ・携帯用ガス検知器（毒性ガス、硫化水素、酸素、可燃性ガス）
- ・墜落防止装置（墜落制止用器具（案全帯）、セフティブロック）
- ・安全標識関係（安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等）
- ・緊急用品 ・空気呼吸器類 ・その他